

静岡県告示第572号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和4年8月12日

静岡県知事 川勝平太

登録番号	9	登録年月日	平成15年9月5日					
登録検査機関の名称							とびあ浜松農業協同組合	
代表者氏名							代表理事理事長 豊田 勇治	
主たる事務所の所在地							静岡県浜松市東区有玉南町1975番地	
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆							
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名		農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県	森下 侑輝		玄米、小麦	K222022120				
	大石 容寛		玄米、小麦、大豆	K222022121				
	石川 聖高		玄米、小麦、大豆	K2229017				
	鈴木 舜		玄米、小麦、大豆	K2229018				
	横井 龍一郎		玄米、小麦、大豆	K222020015				
備 考	農産物検査員の追加、農産物検査員の農産物の種類の追加							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。